

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1301

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-48）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(応急防災等作業手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>条例第20条第1項第2号の人事委員会規則で定める期間は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置している期間とする。</u></p>	<p>(応急防災等作業手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>条例第20条第1項第2号の人事委員会規則で定める現場は、公共土木施設、農業用施設、林道施設その他被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場をいう。</u></p> <p>4 <u>条例第20条第1項第3号の人事委員会規則で定める区域は、著しく激甚である災害のうち人事委員会が認める災害への対処のため、職員が派遣された区域とする。</u></p> <p>5 <u>条例第20条第2項の人事委員会規則で定める災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他人事委員会が認める災害とする。</u></p>
<p>(支給額の減額及び調整)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(支給額の減額及び調整)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>応急防災等作業手当を支給する場合において、同一の日に条例第20条第3項各号に掲</u></p>

4 職員が同一の日に日額をもって定められている作業等の2以上に従事した場合で、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

(略)	(略)
応急防災等作業手当	危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第3号の作業に係る手当</u> 危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第4号の作業に係る手当</u> 危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第6号の作業に係る手当</u>
危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第4号の作業に係る手当</u>	危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第3号の作業に係る手当</u> 危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第6号の作業に係る手当</u>

ける場合の2以上に該当するときの同条第1項の手当の額は、同条第3項各号に定める額のうち最も高い額とする。

5 職員が同一の日に日額をもって定められている作業等の2以上に従事した場合で、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

(略)	(略)
危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第4号の作業に係る手当</u>	危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第3号の作業に係る手当</u> 危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第6号の作業に係る手当</u>
危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第3号の作業に係る手当</u>	危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第6号の作業に係る手当</u>
応急防災等作業手当	危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第3号の作業に係る手当</u> 危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第4号の作業に係る手当</u>

危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第3号の作業に係る手当</u>	<u>条例第15条第1項第6号の作業に係る手当</u>
応急防災等作業手当のうち、 <u>条例第20条第3項第2号の作業に係る手当</u>	<u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第3項第1号の作業に係る手当</u>

附 則

(東日本大震災に対処するための応急防災等作業手当の特例)

- 4 条例附則第4項の人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。
- (i) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に

	危険現場作業手当のうち、 <u>条例第15条第1項第6号の作業に係る手当</u>
<u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第1項第2号の作業に係る手当</u>	<u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第1項第1号の作業に係る手当</u> <u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第1項第3号の作業に係る手当</u> <u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第1項第4号の作業に係る手当</u>
<u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第1項第3号の作業に係る手当</u>	<u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第1項第1号の作業に係る手当</u> <u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第1項第4号の作業に係る手当</u>
<u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第1項第4号の作業に係る手当</u>	<u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第1項第1号の作業に係る手当</u>

附 則

(東日本大震災に対処するための応急防災等作業手当の特例)

- 4 条例附則第4項の人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。
- (i) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本

対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域

(2) (略)

様式第2号（第18条関係）

特殊勤務実績簿(日額関係)
(略)
備考 1・2 (略) 3 <u>条例第21条第2項に規定する業務が深夜において行われた場合は、備考欄にその時間帯を記入すること。</u>
4・5 (略)

部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域

(2) (略)

様式第2号（第18条関係）

特殊勤務実績簿(日額関係)
(略)
備考 1・2 (略) 3 <u>次に掲げる場合に該当するときは、備考欄に対象の作業又は業務に従事した時間帯を記入すること。</u> (1) <u>条例第20条第1項第1号若しくは第2号に掲げる作業又は同項第4号に掲げる作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合</u> (2) <u>条例第20条第1項第3号に掲げる作業又は同項第4号に掲げる作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合</u> (3) <u>条例第21条第1項の業務が深夜において行われた場合</u>
4・5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則第12条及び第15条の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、従前の様式は、当分の間、調整して使用することができる。